

3. 認可保育施設の利用申込みから入園までの流れ

保育施設の見学

希望する保育施設にお子さんと一緒に
見学し、保育方針・アレルギーの対応等
ご確認ください。(P14、P55 参照)
(保育施設への事前連絡必須)

ご相談 <随時>

受付窓口では、保育園の入園について
のご相談を随時受け付けています。

- ・どんな保育園があるのか？
- ・保育園の空き状況は？
- ・申込みに必要な書類は？ など

保育施設利用申込み <申込み期間中>

- ・利用申込み期間等(P7)、利用申込みに関する記載(P8～19)をご参照のうえお申込みください。
- ・申込み前に新園の開設、保育施設の募集人数、手続等に関する情報を
市公式 Web サイト等でご確認ください。
- ・申込み後に申請内容に変更があった場合速やかに届け出てください。(P20～22 参照)

利用調整

保育利用の希望、保育施設の状況に応じて市で利用調整を行います。(P23～26 参照)

<内定の場合>

利用調整結果通知(内定通知)

- ・利用調整結果を郵送にて送付します。発送予定日については P7 をご参照ください。
- ・保留となった場合、同年度内は継続して毎月利用調整を行います。(再申込みの必要はありません)
- ・保留の場合は、入所希望月(希望する最初の月)のみ送付します。
- ・4月1次利用調整で保留となった場合は、空き状況を確認のうえ4月2次利用調整の希望園を変更
することができます。

※電話および窓口での利用調整結果のお問合せはできません。

<保留の場合>

利用調整結果通知(保留通知)

面接 ・ 入園決定

- ・面接は、入園内定した保育施設で行います。(P23 参照)詳細は内定通知に記載されます。
- ・面接後、入園が決定した場合、市または保育施設より「利用承諾書」及び「利用者負担額通知
書を送付します。

入園